

2023年8月1日

各位

大阪市北区中之島三丁目2番4号  
堺商事株式会社  
代表取締役 赤水宏次

### 株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第179条第1項に規定する特別支配株主である堺化学工業株式会社（以下「堺化学工業」といいます。）から、2023年7月21日付で、会社法第179条の3第1項の規定による株式売渡請求（以下「本売渡請求」といいます。）の通知を受け、2023年7月21日開催の当社取締役会において本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により公告いたします。

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所

名称：堺化学工業株式会社

住所：大阪府堺市堺区戎島町五丁目2番地

2. 特別支配株主完全子法人に対して本売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

該当事項はありません。

3. 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

堺化学工業は、当社株主の全員（堺化学工業及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式1株につき4,700円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）

2023年8月23日

6. その他の本売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、本売渡対価の交付について当社の本店所在地にて当社が指定した方法、堺化学工業が指定した場所及び方法又は当社と堺化学工業で協議の上決定された場所及び方法により、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

以 上